

いしかわの森で作る 住宅推進事業について



いしかわの木

令和6年3月
石川県 農林水産部 森林管理課

1. 事業の概要

県産材需要の促進は、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります

ターゲット：最大用途である建築分野

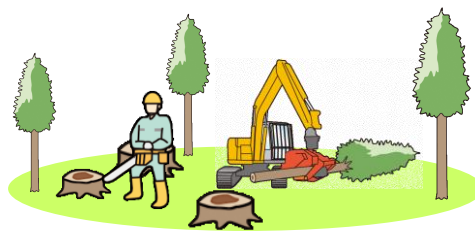


【住宅】



【民間施設】

利用
促進



県産材が
必要とされる

森林整備が進む



森林の健全化
を促進

令和6年度は事業内容の変更はありません

2. いしかわの森で作る住宅推進事業の申請条件・補助金額

(1) 申請できる住宅等の条件

- ・ 県産材使用量が **5 m³以上**である (完成時に県産材が表に出ない使い方でも申請可)
→住宅以外にも店舗や倉庫なども助成対象
- ・ 新築の場合、延床面積が70 m²以上である
- ・ 県産材建築ビルダーによる住宅等である
- ・ 引渡日が令和6年4月1日以降である

(2) 補助金額 (R4年度に単価区分を拡充しました)

県産材 使用量等	5m ³ ~ 7m ³ 未満	7m ³ ~ 15m ³ 未満	15m ³ ~ 20m ³ 未満	20m ³ 以上	25m ³ 以上かつ 県産材使用率 90%以上 ※	木塀・木柵、 ウッドデッキ
補助金額	7万円	10万円	15万円	30万円	50万円	5~15万円 木塀・木柵 5千円/m ² ウッドデッキ10千円/m ²

※使用木材のうち県産材の割合が90%以上もしくは、県産材使用材積0.16m³/m²以上

3. 外構部の補助金申請について

従来、住宅に併せて施工する場合に限り助成対象としていた
外構部（木塀・木柵、ウッドデッキ）について、
令和3年度から、単独で施工する場合も助成対象となりました



美しい「まちづくり」に調和する外構部の木質化施工事例集(全国木材協同組合連合会)
<https://www.kinohei.jp/>

4. 外構部の申請条件・補助金額について

(1) 申請できる外構部等の条件

- ・ 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設置する外構部であること。
- ・ 過去に本事業又はいしかわの木が見えるたてもの推進事業の助成を受けている場合は、当該事業の交付決定日から **10年以上が経過**していること。
- ・ 引渡日が事業実施年度内であること。
- ・ 適切な維持管理のもと、交付決定から10年以上使用すること。
- ・ 本事業以外の補助金の併用も可とするが、外構部の補助対象経費が補助金額の合計を下回らないこと。

面積の計算や空隙等の控除方法は、
計算方法がわかる資料を添付してください

(2) 補助金額

- ・ **空隙等を控除した**県産材使用面積に、木塀・木柵は5千円/m²、ウッドデッキは10千円/m²を乗じた額（千円未満は切り捨て）
- ・ 1件あたり（木塀・木柵とウッドデッキ併設の場合も含む）の補助金額
下限50千円、上限150千円

5. 申請手続きの方法について

(1) 申請に必要な書類

必須書類

①補助金交付申請書(実績報告書)

②建築基準法に基づく検査済証

- ・発行されない場合は、「完了引渡証明書」

③住宅等の完成写真

- ・全体の外観が分かる写真
- ・県産材の使用が分かる写真
(構造材等、完成時に見えなくなる部材は施工中の写真)

④県産材産地及び合法木材証明書

- 合法木材供給事業者が発行できます
(使用した県産材の内訳が分かる納品書等を添付)

⑤外構部については、設置状況が確認できる写真、県産材使用面積の根拠となる図面、工事費と着工日が分かる契約書

(工事費に補助対象経費以外の費用が含まれる場合は、補助対象経費が分かる明細書など)

⑥完了引渡証明書

⑦木材使用明細書

場合により必要

【申込書の様式(注意事項)】

別記様式第9号

第 号
年 月 日

石川県知事

殿

住所 申請者は施主とし、住所は施主の現住所
氏名 を記載(郵便物が配達可能な住所)
原則、押印が必要です

令和6年度いしかわの森で作る住宅推進事業補助金交付申請(実績報告)書

令和6年度いしかわの森で作る住宅推進事業補助金を交付されたく、石川県補助金交付規則の規定により、以下のとおり申請(実績報告)をいたします。

建築場所は
検査済証に記載されている場所を記載

1 建築した住宅等

建築箇所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
設計者	〒所在地 名称 代表者氏名 電話番号	
建築事業者	〒所在地 名称 住宅等と併せて外構部を施工した場合は、 代表者氏名「住宅等」欄と「外構部」欄の双方に記載 電話番号	
住宅等	延床面積	㎡
	県産材使用箇所	
	県産材使用量	㎡(小数点以下5位四捨五入)
	補助金額	円・・・①
外構部	木塀・木柵	県産材使用面積 ㎡×5,000円= 円
	ウッドデッキ	県産材使用面積 ㎡×10,000円= 円
	補助金額	円(下限5万円、上限15万円)・・・②

※外構部の場合、県産材使用面積は小数点以下第1位まで記入(第2位以下切り捨て)し、金額(千円未満切り捨て)を記入すること。

※添付する書類は、別に定める。

2 上記建築場所において、過去10年以内に今回申請と同一区分(住宅等・外構部)での本事業またはいしかわの木が見えるたてもの推進事業の助成を受けていないこと(該当するものに○)

1. 受けている
2. 受けていない 引渡日は「検査済証発行日以降の日付」、又は「完了引渡証明書の日付」を記載 R6年4月1日以降である必要があります

3 実績報告

(1) 補助金交付申請額 円 (①+②)

(2) 引渡日 年 月 日

5. 申請手続きの方法について

(2) 申請に必要な書類

様式

令和 年 月 日
日付を忘れずに記載

県産材産地及び合法木材証明書

石川県知事
(公共工事の場合)
〇〇工務店等 殿
(民間工事の場合)
施工会社あて

事業者の所在：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

(合法木材供給事業者認定書
に記載されている内容)

下記の物件に使用された木材は、石川県内で合法的に伐採された県産材であることを証明します。

記

1 工 事 名：
2 工 事 場 所：
3 県 産 材 使 用 量

樹 種	数	量	単 位
ス ギ			m ³
能 登 ヒ バ			m ³
〇 〇 〇 〇			m ³
〇 〇 〇 〇			m ³
合 計			m ³

※ 使用量の内訳明細として、納品伝票等を添付すること

納 品 書 NO. _____

(納入先)〇〇 殿 県〇〇製材
〒920-8580 石川県〇〇市〇〇町
納入箇所 TEL 076-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇地内 FAX 076-〇〇〇-〇〇〇〇

〇 年 〇 月 〇 日

(原木の産地が石川県の材は仕入先の
伝票等から移記する)

樹 種	名 称	等 級	寸 法 長 × 幅 × 厚	数 量	m ³	価 格	備 考
すぎ	管柱		3.0×0.12×0.12	100	4.3200	-	石川県産
すぎ	母屋		4.0×0.21×0.12	20	2.0160	-	石川県産
すぎ	大引		6.0×0.105×0.105	2	0.1324	-	石川県産
すぎ	大引		4.0×0.105×0.105	2	0.0882	-	石川県産
すぎ	大引		3.0×0.105×0.105	3	0.0993	-	石川県産
米まつ	桁梁		3.0×0.180×0.105	2	0.1134	-	-
米まつ	梁桁		4.0×0.150×0.105	8	0.504	-	-
米まつ	梁桁		3.0×0.150×0.105	7	0.3311	-	-
能登ヒバ	土台		4.0×0.105×0.105	15	0.6615	-	石川県産
すぎ	母屋		4.0×0.120×0.105	8	0.4032	-	石川県産
すぎ	母屋		3.0×0.120×0.105	4	0.1512	-	石川県産
すぎ	母屋		3.0×0.115×0.105	7	0.2534	-	石川県産
すぎ	棟木		4.0×0.120×0.105	2	0.1008	-	石川県産
すぎ	棟木		3.0×0.120×0.105	1	0.0378	-	石川県産
すぎ	小屋束		3.0×0.105×0.105	8	0.2648	-	石川県産
すぎ	小屋束		4.0×0.105×0.105	2	0.0662	-	石川県産
北洋カラ	根太		4.0×0.105×0.045	7	0.1323	-	-
北洋カラ	垂木		4.0×0.060×0.045	60	0.648	-	-
北洋カラ	垂木		3.0×0.105×0.105	15	0.1215	-	-
合計					10.4451		

合法木材団体認定番号 合法石木連認定 第〇〇号
上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

5. 申請手続きの方法について

(4) 場合によっては必要な書類

○完了引渡証明書（任意様式）

- ① 建売住宅の購入など、
検査済証の発行日が
令和6年3月31日以前の場合
- ② 都市計画区域外における建築工事等、
検査済証が発行されない場合

※県HPにより、記載例がダウンロード可能

【作成のポイント】

【記載例】 「完了引渡証明書」というタイトル

完了引渡証明書 発行日は令和6年度中
年 月 日

施主氏名 様
宛先は施主名

請負者：住所
事業者名
代表者氏名
発行者は建築事業者

下記のとおり建物の工事を完了して引渡したものであることを証明します。

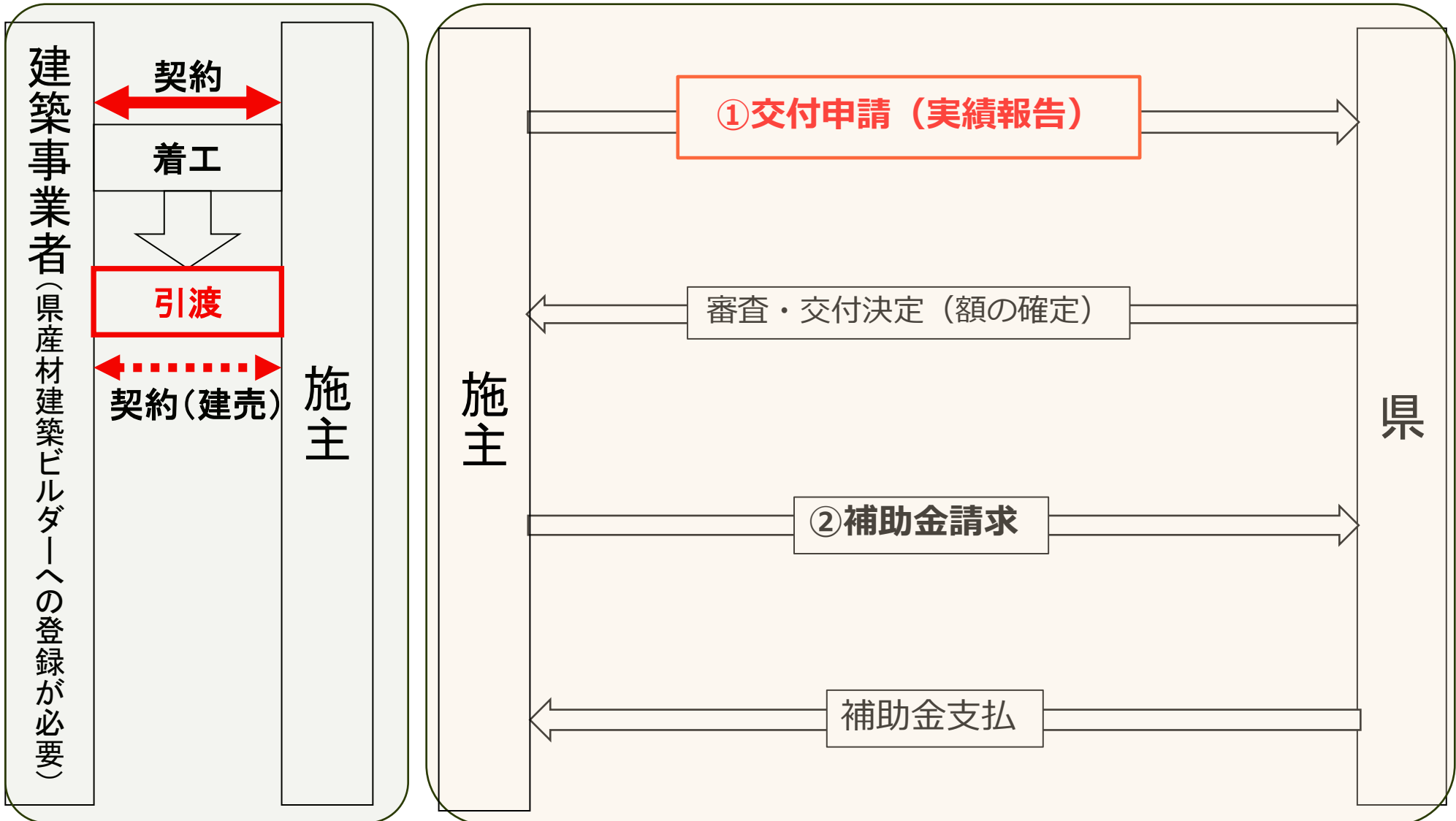
記

工事名 ○○○邸 新築工事
工事場所 ○○市○○町
工事名と工事場所を記載

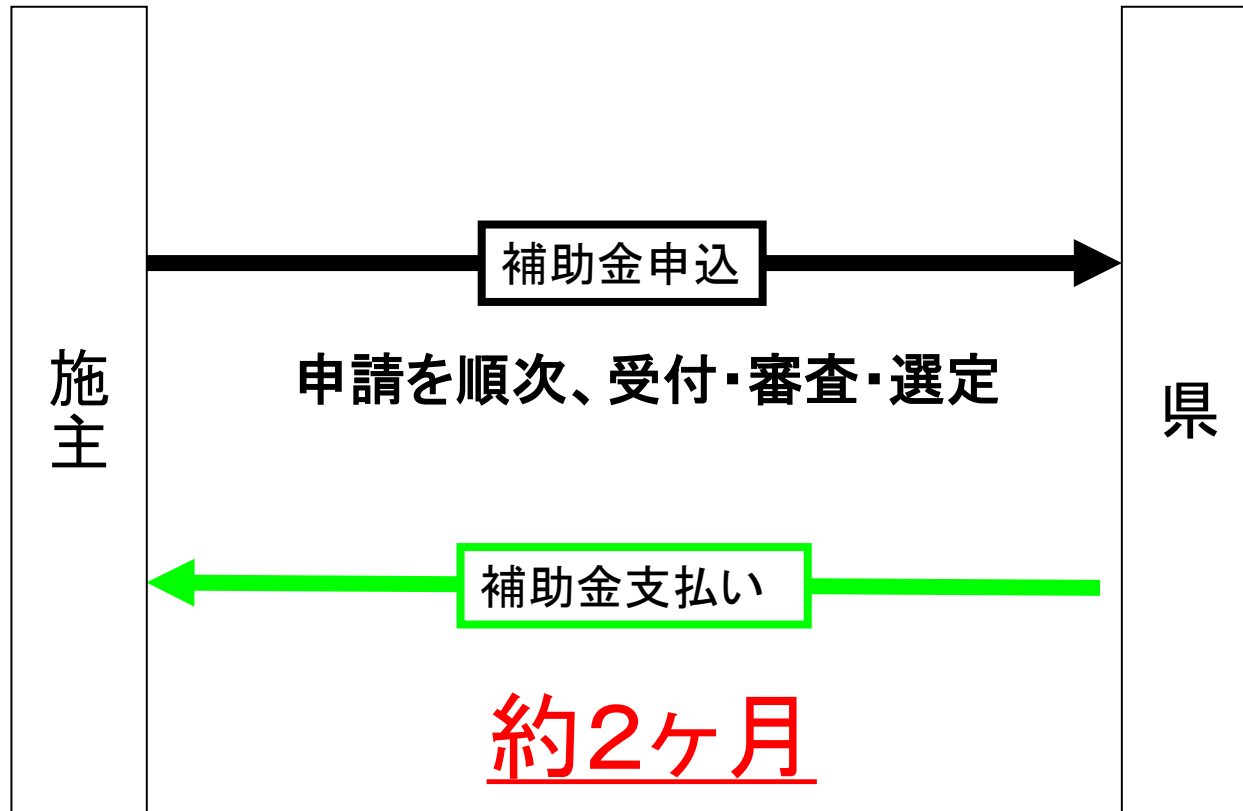
いしかわの森で作る住宅推進事業申請 手続きの流れ

①住宅が建築され、
施主への引渡完了

②引渡し完了後、施主が県に交付申請(実績報告)



申込書の提出から補助金支払までの期間



※例えば7月に申し込んだ場合には、原則として9月に支払われる。

県産材建築ビルダー登録制度について

県産材建築ビルダーとは、いしかわ森林環境税を活用した県産材利用促進の趣旨に賛同し、県産材の利用促進に努める旨の宣誓を行い、県による登録を受けた建築事業者です。

宣誓を行う場合は、県産材の使用事例の写真と併せて、「県産材建築ビルダーの登録に係る宣誓書」をご提出ください。

宣誓いただいた事業者は、「県産材建築ビルダー」として登録し、名称、事業所所在地などの情報を、希望に応じて県ホームページで公表します。

なお、令和4年度から制度の名称を「県産材住宅ビルダー」から「県産材建築ビルダー」へ変更しました。

すでに県産材住宅ビルダーに登録いただいている事業者は「県産材建築ビルダー」と読み替えますので、名称変更に伴う手続きはありません。

県産材建築ビルダー登録制度について（宣誓書_様式 記載例）

別記様式第1号

県産材建築ビルダーの登録に係る宣誓書

【いしかわ森林環境税を活用した県産材利用促進の趣旨】

森林は、水源のかん養や山地災害の防止など、県民の暮らしに欠くことのできない公益的機能を有しています。

県では、県産材の利用促進に努め、森林所有者の経営意欲を向上させ、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぎ、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ります。

私(当社)は、上記の趣旨に賛同し、県産材の利用促進に努めることを宣誓いたします。
また、県による県産材建築ビルダーの登録及び県ホームページ等における登録内容の公表に同意いたします。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

〇〇建設株式会社

代表取締役

076-225-〇〇〇〇

ishikawa@xxx.com

登録業種分類 : 建築 ・ 造園 ・ 設計

(主となる業種を選択ください)

※添付資料として、県産材使用事例の写真を、使用部位の記載と併せてご提出ください。

※公表を希望しない項目につきましては、チェックボックスに☑を記入してください。

様式は森林管理課のホームページからダウンロードできます
電子メールにより森林管理課へ提出願います。

ビルダー登録、申込書等の提出、問い合わせ先

南加賀農林総合事務所	923-0801 小松市園町ハ108-1 0761-23-1717
石川農林総合事務所	920-2121 白山市鶴来本町4丁目リ75 076-272-1171
県央農林総合事務所	920-8214 金沢市直江南2丁目1番地 076-239-1753
中能登農林総合事務所	926-0852 七尾市小島町二部33 0767-52-6600
奥能登農林総合事務所	929-2392 輪島市三井町州衛10部11番1 0768-26-2329

県産材建築ビルダーの宣誓書は電子メールで提出できます。(shinkan@pref.ishikawa.lg.jp)
補助金申込書は個人からの申請のため押印が必要です。

問い合わせについては、**森林管理課 森林資源利活用グループ 076-225-1643**

までお願いします。

債権者登録申出書について

石川県財務

債権者登録申出書(記入例)

石川県知事 様

令和 3 年 4 月 1 日

下記の方法により支払い願いたく申出ます。
 なお、申出内容に変更が生じた場合は、所定の方法で直ちに申出します。

区分(債権番号を○で囲んでください。)	変更	9 取消	変更:取消理由(債権番号を○で囲んでください。)	債権者コード
①新規	2 変更	9 取消	1 住所の変更 2 氏名の変更 3 口座情報の変更 4 その他()	

〒	920	-	8580	電話番号	076	-	225	-	1556
フリガナ	インカワケンカナザワシラツキ1チョウメ1-1								
住所	石川県金沢市鞍月1丁目1-1								
	インカワザイムビル3カイ								
	石川財務ビル3階								
	住所コード								
フリガナ	インカワザイムケンセツ(カ)カナザワシテン								
氏名または法人名称	石川財務建設(株)金沢支店								
フリガナ	シテンチョウ インカワ タロウ								
代表者職・氏名	支店長 石川 太郎								
担当者氏名	経理課 金沢 花子 (連絡先(TEL) 076-225-0000)								

支払方法(債権番号を○で囲んでください。)	9 その他()
②口座振替払	9 その他()

金融機関コード	金融機関名	店舗名	預金種別(債権番号を○で囲んでください。)
	〇〇	県庁	①普通預金 2 当座預金 3 出金預金 4 貯蓄預金 9 その他
口座番号	口座名義人(カナ)	通帳のカナ名義を記入してください。不明の場合は、金融機関に確認してください。	
0 1 2 3 4 5 6	インカワサ*	イムケンセツ(カ)カナサ*ワシテン	

保証事業会社の保証に基づく、公共工事の前金払を受領する別口座振替を記入してください。(該当する場合のみ)			
金融機関コード	金融機関名	店舗名	預金種別
	△△	本	③普通預金
口座番号	口座名義人(カナ)	通帳のカナ名義を記入してください。不明の場合は、金融機関に確認してください。	
9 8 7 6 5 4 3	インカワサ*	イムケンセツ(カ)	

【お知らせ】届出時には通帳(「インカワサ支店印」)と印字されます。届出についてご不明な点がございましたら、お手数ですが、直接、支払所へお問い合わせください。
 詳しくは石川県ホームページ(<http://www.pref.fukui.lg.jp/sutou/karikom.html>)をご覧ください。

受付所属名 〇〇課
 受付担当者名(TEL) 〇〇(内線〇〇〇〇)

この債権者登録申出書は、石川県からの支払いを受ける際に必要な情報を、事前に登録するために必要なものです。必要事項を記入のうえ、取引先の県庁各課または各事務所まで提出してください。なお、内容に変更が生じた場合は、再度申出書の提出が必要となります。不明の点がありましたら、
 取引先の県庁各課または各事務所までお問い合わせください。

・債権者コードは、区分が変更・取消の場合に記入してください。(不明の場合は空白でかまいません。)

・郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入してください。(フリガナも忘れずに記入してください。)
 ・法人の場合は、法人名、代表者の職・氏名、本手続に関する事務担当者の氏名・連絡先を記入してください。
 ・法人以外の団体、屋号を有するもの場合は、その名称、代表者の職・氏名、本手続に関する事務担当者の氏名・連絡先を記入してください。
 <例> 〇〇協議会 代表 石川 太郎 / 石川商店 代表 石川 太郎
 ・法人名を記入する場合は、下記の法人略語等を使用することができます。

用 語	漢字略語	カナ略語	用 語	漢字略語	カナ略語	用 語	カナ略語
1. 法人略語			独立行政法人	(独)	ドク	国民健康保険組合	コクホ
株式会社	(株)	カ	弁護士法人	(弁)	ベン	国民健康保険団体連合会	コクホン
有限会社	(有)	ユ	行政書士法人	(行)	ギョ	社会保険診療報酬支払基金	シャホ
合名会社	(名)	メ	司法書士法人	(司法)	シホウ	厚生年金基金	コウネン
合資会社	(資)	シ	税理士法人	(税)	ゼイ	従業員組合	ジュウクミ
合同会社	(同)	ド	国立大学法人	(大)	ダイ	労働組合	コウクミ
医療法人	(医)	イ	農事組合法人	(農)	ノウ	生活協同組合	セイキョウ
財団法人	(財)	ザイ				食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ
一般財団法人	(一財)	ザイ	2. 営業所略語			国家公務員共済組合連合会	コクキョウレン
公益財団法人	(公財)	ザイ	営業所	エイ		農業協同組合連合会	ノウキョウレン
社団法人	(社)	シャ	出張所	シュツ		経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
一般社団法人	(一社)	シャ	3. 事業略語			共済農業協同組合連合会	キョウサイレン
公益社団法人	(公社)	シャ	連合会	レン		農業協同組合	ノウキョウ
宗教法法人	(宗)	シュウ	共済組合	キョウサイ		漁業協同組合	ギョウキョウ
学校法人	(学)	ガク	協同組合	キョウクミ		漁業協同組合連合会	ギョウキョウレン
社会福祉法人	(福)	フク	生命保険	セイメイ		公共職業安定所	シヨクアン
更生保護法人	(保)	ホ	海上火災保険	カイジョウ		社会福祉協議会	シャクワキ
相互会社	(相)	ソ	火災海上保険	カサイ		特別養護老人ホーム	トクヨウ
特定非営利活動法人	(特非)	トクヒ	健康保険組合	ケンポ		有償責任事業組合	ユウキョウ

注意:カナ文字による法人略語及び営業所略語は、略語を判別するため、次の区分によりカッコを付して記入してください。
 ・名称の先頭に略語がつく場合 → 略語と名称の間に「」を入れる。 <例> (株)石川建設 → カ)インカワケンセツ
 ・名称の中に略語がつく場合 → ()で囲む。 <例> 石川建設(株)広坂支店 → インカワケンセツ(カ)ヒロサカシテン
 <例> 財務システム(株)出羽町営業所 → ザイムシステム(カ)デウマチ(エイ)
 ・名称の最後に略語がつく場合 → 名称と略語の間に「」を入れる。 <例> 石川建設(株) → インカワケンセツ(カ)
 なお、事業略語については、カッコを付さないでそのまま記入してください。 <例> 広坂農業協同組合 → ヒロサカノウキョウ

・支払方法が口座振替の場合に、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)を記入してください。
 ・口座番号が桁未済の場合、先頭に0を記入してください。(数字以外の記号等は記入不可)
 ・ゆうちょ銀行の口座を記入する場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号を記入してください。
 ・口座番号、名義人等の書き順は振込不能の原因となるので、特に口座名義人(カナ)の記入にあたっては、通帳に記載してあるカナ名義を確認の上正確に記入してください。
 なお、申出書の提出の際、口座情報の確認のため、通帳(または写し)の提示を依頼することがあります。

・保証事業会社の保証に基づく、公共工事の前金払を受領する専用口座情報は、該当する場合のみ記入してください。

すでに、県からの支払いを受けるための金融機関口座が登録済であれば、あらためて提出する必要はありません。口座を変更する場合は変更の届出が必要です。
 詳しくは、石川県の出納室のホームページをご確認ください。